

平成13年9月26日
附属図書館長裁定
(平成14年7月18日改正)
(平成18年6月27日改正)

静岡大学附属図書館利用学生モニターの設置について

(趣旨及び目的)

静岡大学附属図書館（本館及び浜松分館）の利用者の大部分を占める学部学生・大学院生（留学生を含む）の中から、附属図書館の運営面や蔵書等に関する忌憚のない意見・要望を聴取するために、附属図書館長の私的な会合として「静岡大学附属図書館利用学生モニター」（以下、「モニター」という）を設置するものとする。

このモニターの設置は、今後の利用者へのサービスの向上及び附属図書館の運営に関する措置を検討していく上で、その意見・要望を反映させていくことを目的とする。

(構成等)

モニターは、本館及び浜松分館において次の要領で委嘱するとともに、年1～2回程度モニター会議を開催する。

1. 本館

- (1) 静岡地区の学部学生・大学院生（留学生を含む）の図書館利用者から無作為に選んだ10名程度へ委嘱する。
- (2) 附属図書館側は、館長、図書館情報課長、副課長、その他必要な職員が出席する。
- (3) モニター会議は、館長が主宰する。

2. 分館

- (1) 浜松地区の学部学生・大学院生（留学生を含む）の図書館利用者から無作為に選んだ10名程度へ委嘱する。
- (2) 附属図書館側は、分館長、図書館情報課長、副課長、その他必要な職員が出席する。
- (3) モニター会議は、分館長が主宰する。

(委嘱期間)

モニターの委嘱期間は原則1年とする。なお、委嘱期間中に都合によりモニターの継続が困難である旨本人から申し出があった場合は、それを認めるとともに適宜後任者を選定し、委嘱する。

(委嘱に対する謝礼)

モニターの委嘱は、附属図書館長の私的な要請により行う性格のため、謝金の支払い等特段の謝礼は行わない。

(庶務)

モニターに関する庶務は、利用サービススタッフが行う。